

## 屋外広告物条例施行規則の一部改正について

都市・まちづくり課

## 1 改正の理由及び内容

軽井沢町からの申出に基づき、軽井沢町屋外広告物特別規制地域における壁面広告物の許可及び許可の更新の基準について、見直しを行う。

(現行の基準)

- 近隣商業地域：壁面の垂直投影面積の  $1/3$  以下（1基あたり表示面積  $15\text{ m}^2$  以下）
- 住居地域※：壁面の垂直投影面積の  $1/5$  以下（1基あたり表示面積  $10\text{ m}^2$  以下）

(改正案)

- 近隣商業地域及び住居地域※：  
壁面の垂直投影面積の  $1/5$  以下（1基あたり表示面積  $10\text{ m}^2$  以下。ただし、同一の建築物における1事業者当たりの表示面積の合計  $20\text{ m}^2$  以下）

※ ここで言う「住居地域」は、屋外広告物条例施行規則別表第6「軽井沢町屋外広告物特別規制地域」の2(2)に掲げる地域から、近隣商業地域を除いた地域（別添区分図参照）

## 2 施行期日

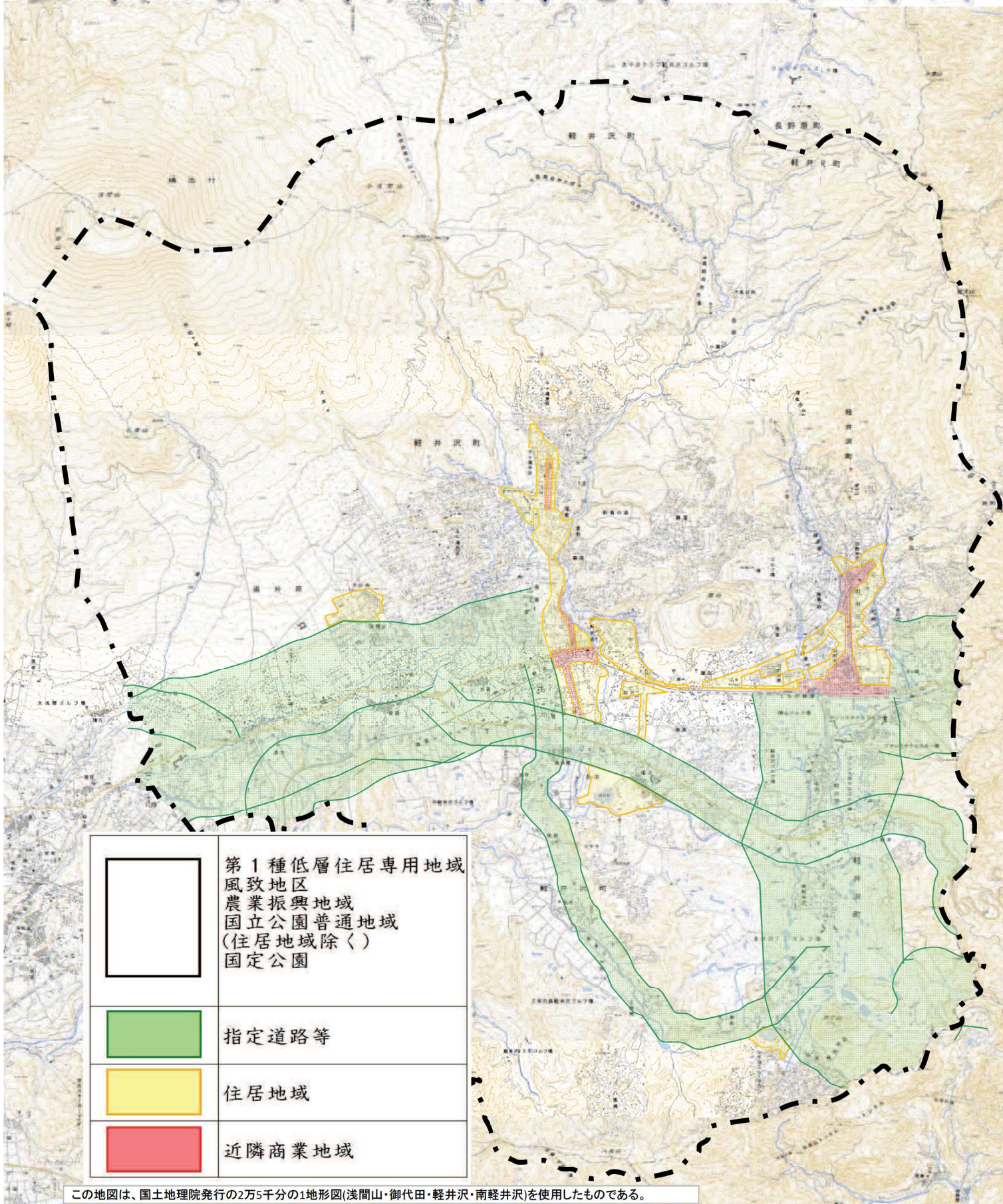
平成 28 年 4 月 1 日

新旧対照表

○屋外広告物条例施行規則

改正案			現行		
(別表第6) (第10条関係) 軽井沢町屋外広告物特別規制地域 1 地域の指定 (略) 2 許可及び許可の更新の基準 (1) (略) (2) (1)に掲げる地域以外の地域に適用する基準 ア (略) イ アに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの			(別表第6) (第10条関係) 軽井沢町屋外広告物特別規制地域 1 地域の指定 (略) 2 許可及び許可の更新の基準 (1) (略) (2) (1)に掲げる地域以外の地域に適用する基準 ア (略) イ アに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの		
区分	項目	基準	区分	項目	基準
屋上広告物	(略)	(略)	屋上広告物	(略)	(略)
壁面広告物	表示面積	屋上広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1以下かつ1基の表示面積10平方メートル以下。ただし、同一の建築物において、広告物を表示し、設置し、又は改造しようとする者当たりの表示面積の合計は、20平方メートル以下	壁面広告物	表示面積	屋上広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1 (近隣商業地域にあっては、3分の1) 以下かつ1基の表示面積10平方メートル (近隣商業地域にあっては、15平方メートル) 以下
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

# 屋外広告物条例特別規制地域区分図



## 屋外広告物条例の概要について

## 1 屋外広告物条例による規制等について

## (1) 趣 旨

良好な景観形成を図り、公衆に対する危害防止のために屋外広告物を規制

## (2) 屋外広告物の定義：以下の4要件をすべて満たすこと

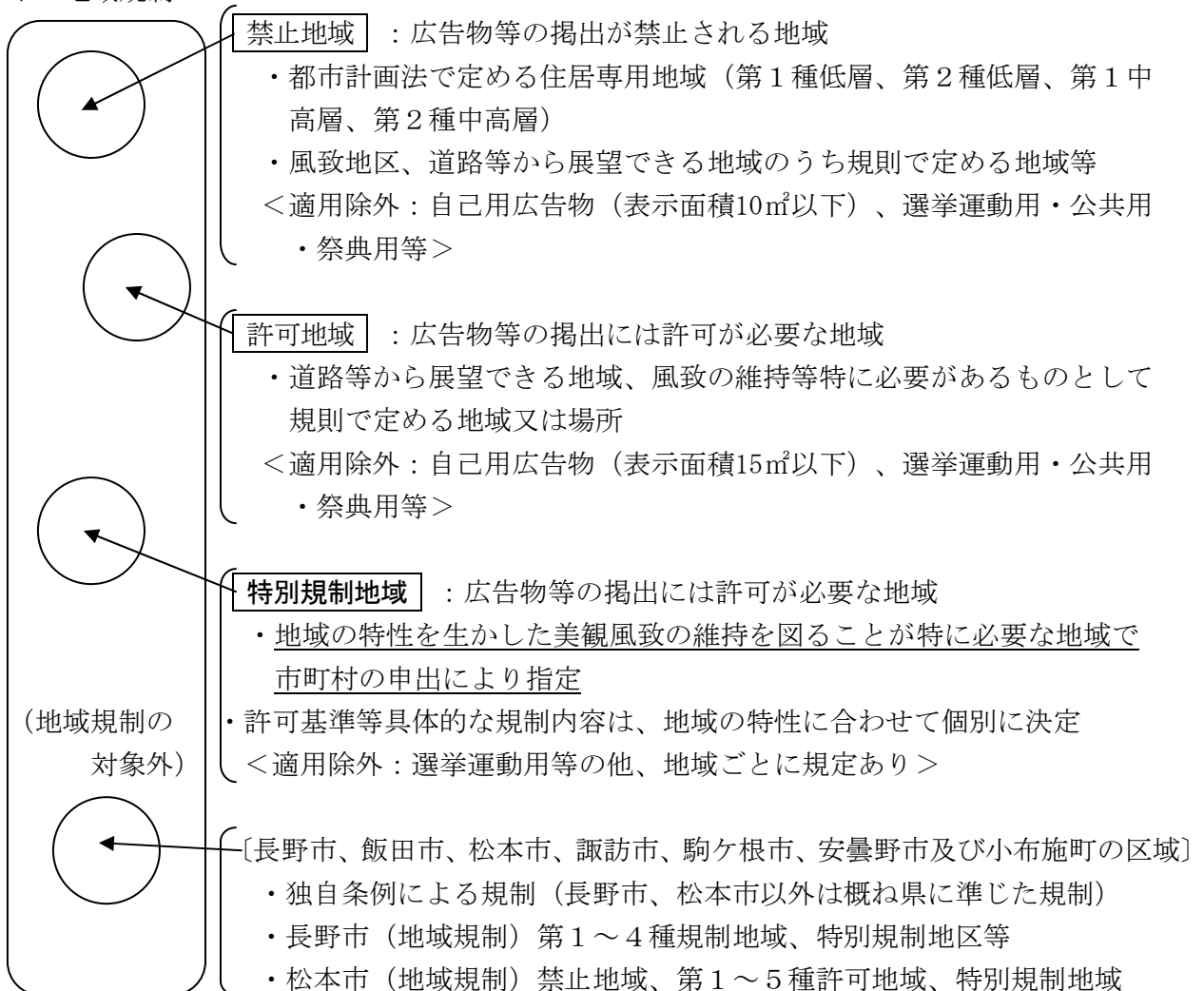
- ・常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ・屋外で表示されるもの（ガラス面の屋内側から表示されたものは対象外）
- ・公衆に表示されるもの
- ・看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

## (3) 規 制

## ア 物的規制

- ・表示禁止物件：広告物等を表示又は設置してはならない物件  
→ 橋、街路樹、銅像、消火栓、公衆電話ボックス、電柱等
- ・禁止屋外広告物：表示又は設置してはならない広告物  
→ 地色に彩度15以上の色を使用したもの、蛍光塗料または夜光塗料を使用したもの等

## イ 地域規制



※ 一定規模以上の特定外観意匠（屋外広告物の表示等）については、景観法に基づく届出が必要となる。

## 2 最近の屋外広告物条例の主な改正事項等について

### (1) 景観法との整合（改正条例18. 4. 1 施行）

ア 表示禁止物件の追加：景観法に定める景観重要建造物等を追加

イ 景観行政団体である市町村による屋外広告物条例の策定（長野市以外は屋外広告業に関する事務を除く）

- ・策定済：長野市（中核市、11. 4. 1 施行）、小布施町（18. 4. 1 施行）、飯田市（20. 1. 1 施行）、松本市（21. 1. 1 施行）、諏訪市（22. 4. 1 施行）、安曇野市（24.10.1）、駒ヶ根市（27. 4.1 施行）

### (2) 屋外広告業の適正な運営の確保

屋外広告業登録制度の創設（届出制→登録制）（改正条例18. 4. 1 施行）

- ・屋外広告業の登録、講習会の開催、業者への指導・助言・勧告等
- ・申請等の窓口：建設部都市・まちづくり課（長野市内で業を営む場合は長野市）
- ・27. 4. 1現在 登録件数：523件

別表 地域指定の現況について（平成27年4月1日現在）

禁止地域	許可地域	特別規制地域
○住居専用地域 : 30市町村 (長野市、松本市、 飯田市、諏訪市、 安曇野市、軽井沢町、 小布施町を除く) 5,759.4ha ○風致地区：8地区 1,643ha ○道路等接続地域 ・高速道：4路線 235.9km ・一般道：74路線 343.7km ・鉄 道：3路線 86.6km	○道路等接続地域 ・高速道：4路線 235.9km ・一般道：17路線 64.7km ・鉄 道：3路線 113.4km ○良好な景観形成を 図る地域等 ・駅前広場(13箇所) 5.5ha	○軽井沢町 上信越高原国立公園の特別地域を除く地域 12,866ha ○国道117号沿道 豊田飯山インターチェンジから新潟県との 境界まで 37.1Km ○長和町大字和田 八ヶ岳中信高原国立公園の区域を除く地域 5,941ha ○白馬村 中部山岳国立公園の区域を除く地域 11,900ha ○八ヶ岳エコーライン 広域営農団地農道（八ヶ岳エコーライン） 沿道両側 300m 16.4km

## 長野県屋外広告物条例（抜粋）

### 第3節 屋外広告物特別規制地域

（指定）

**第9条** 知事は、地域の特性を生かした良好な景観の形成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所を、市町村長の申出により、屋外広告物特別規制地域として指定することができる。

2 前項の指定は、あらかじめ審議会の意見を聴いて、規則で定めて行うものとする。

3 前2項の規定は、屋外広告物特別規制地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成16年条例46号〕

（許可等）

**第10条** 屋外広告物特別規制地域において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。

3 第1項の許可の有効期間は、規則で定める期間とする。

4 第7条第4項から第6項までの規定は、第1項の許可について準用する。

5 屋外広告物特別規制地域の指定又はその区域の拡張があった際、現に当該指定又は区域の拡張に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等は、当該指定又は区域の拡張のあった日から規則で定める期間を経過する日までは、第1項の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置しておくことができる。

6 次の各号に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 第2条第3項各号に掲げるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

**第11条** 前条第2項に規定する基準、同条第3項に規定する期間、同条第5項に規定する期間及び同条第6項第2号に規定する広告物等は、関係市町村長の申出により、あらかじめ審議会の意見を聴いて、当該屋外広告物特別規制地域の指定に併せて定めるものとする。

2 前項の規定は、前条第2項に規定する基準、同条第3項に規定する期間、同条第5項に規定する期間及び同条第6項第2号に規定する広告物等の変更について準用する。

## 長野県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（屋外広告物特別規制地域）

**第10条** 条例第9条第2項の規定による屋外広告物特別規制地域の指定並びに条例第10条第2項の規則で定める基準、同条第3項の規則で定める期間、同条第5項の規則で定める期間及び同条第6項第2号の規則で定めるものは、別表第6のとおりとする。

屋外広告物条例施行規則別表（軽井沢町屋外広告物特別地域部分抜粋）

(別表第6) (第10条関係)

軽井沢町屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

北佐久郡軽井沢町（以下、この別表において「軽井沢町」という。）の区域のうち、上信越高原国立公園の特別地域の区域（平成6年7月1日現在の区域をいう。）を除く地域を、屋外広告物特別規制地域に指定する。

2 許可及び許可の更新の基準

軽井沢町屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次に掲げるとおりとし、許可の更新の基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

(1) 第一種低層住居専用地域、風致地区、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により指定された農業振興地域、上信越高原国立公園の普通地域（第1種住居地域内にあるものを除く。）、妙義荒船佐久高原国定公園の区域又は付表に掲げる地域に適用する基準

ア 自己用広告物の基準

(ア) 表示面積の合計が10平方メートル以下であること。

(イ) 動光、点滅照明その他これらに類するもの（第1種住居地域及び近隣商業地域を除く。）又はネオンその他これに類するものは使用しないこと。

(ウ) 地色の彩度8以下であること（第1種住居地域及び近隣商業地域を除く。）。)

(エ) 反射光のある素材は使用しないこと(第1種住居地域及び近隣商業地域を除く。)。)

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

区 分	項 目	基 準
屋 上 広 告 物	表 示 面 積	壁面広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1以下
	本 体 の 高 さ	2メートル以下かつ表示する建築物の高さの3分の1以下
	地 上 か ら の 高 さ	10メートル以下
	そ の 他	表示する建築物から横にはみ出さないこと。
壁 面 広 告 物	表 示 面 積	屋上広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1以下
	下 端 の 高 さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上
袖 看 板	壁面からの出幅	1.5メートル以下
	道 路 上 の 出 幅	1.0メートル以下
	そ の 他	壁面の上端を越えないこと。
	高 さ	10メートル以下

屋外広告物条例施行規則別表（軽井沢町屋外広告物特別地域部分抜粋）

広告物等		掲示板にあつては、掲示物の飛散防止処置が施されていること。
	そ の 他	

イ アに掲げるもの以外のものの基準

項 目	基 準
用 途	軽井沢町の区域の著名な地点又は公共的な施設への案内のためのもので公益上必要なもの
規格及び色彩	縦0.55メートル、横1.8メートル、片面又は両面のもので白地に紺文字のもの
地上からの高さ	5メートル以下
個 数	1地点又は1施設について2個以内

(2) (1)に掲げる地域以外の地域に適用する基準

ア ネオンその他これに類するものは使用しないこと。

イ アに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

区 分	項 目	基 準
屋上広告物	表 示 面 積	壁面広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1（近隣商業地域にあつては、3分の1）以下かつ1基の表示面積10平方メートル（近隣商業地域にあつては、15平方メートル）以下
	本 体 の 高 さ	2メートル（近隣商業地域にあつては、3メートル）以下かつ表示する建築物の高さの3分の1以下
	地上からの高さ	10メートル（近隣商業地域にあつては、13メートル）以下
	そ の 他	表示する建築物から横にはみ出さないこと。
壁面広告物	表 示 面 積	屋上広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1（近隣商業地域にあつては、3分の1）以下かつ1基の表示面積10平方メートル（近隣商業地域にあつては、15平方メートル）以下
袖看板	表 示 面 積	合計10平方メートル以下
	下 端 の 高 さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては、2.5メートル以上
	壁面からの出幅	1.5メートル以下



屋外広告物条例施行規則別表（軽井沢町屋外広告物特別地域部分抜粋）

	道路上の出幅	1.0メートル以下
	その他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する広告物等	表示面積	合計10平方メートル以下
	高さ	10メートル以下
	その他	掲示板にあつては、掲示物の飛散防止処置が施されていること。

3 許可の有効期間

3年

4 屋外広告物特別規制地域の指定があつた際、現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間

6年（当該指定があつた際、現に条例第8条第1項の規定による許可（当該許可について条例第12条第1項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可）を受けて表示され、又は設置されている広告物等にあつては、当該許可の有効期間）

5 適用除外となる広告物等

(1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの

(2) 自己用広告物で、表示面積の合計3平方メートル以下のもの

(3) 祭典その他年中行事のためにするもの

(4) 営利を目的としない広告物等で次に掲げるもの

ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの

イ 会合その他催物に関するもの

ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類

エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

(5) 住居への案内のための広告物等であつて次のア及びイに該当するもの

ア 高さ12センチメートル以下、上底45センチメートル以下かつ下底50センチメートル以下で、内角に直角を有する台形であるもの

イ 焦げ茶地に白文字又は白地に黒文字のもの

(6) 街路灯柱に設置される袖看板で表示面積0.5平方メートル以下のもの

(付表)

道路等に接続する地域で2の(1)の基準を適用する地域

接 続 す る 道 路 等		範 囲
種類及び名称	区 間	
一般国道18号	群馬県と長野県との境界から軽井沢駅に向かって1,000メートル（軽井沢町軽井沢東38番の8地先）まで	両側各1,000メートル以内
	群馬県と長野県との境界から軽井沢町大字長倉字西ノ河原1259番の293地先まで（バイパス）	両側各300メートル以内
	県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線の交差点から北佐久郡御代田町との境界まで	両側各1,000メートル以内

屋外広告物条例施行規則別表（軽井沢町屋外広告物特別地域部分抜粋）

県道下仁田軽井沢線	県道松井田軽井沢線との交差点からしなの鉄道線との交差点まで	両側各1,000メートル以内
県道小諸軽井沢線	北佐久郡御代田町と軽井沢町との境界から一般国道18号との交差点まで	両側各300メートル以内
県道松井田軽井沢線	群馬県と長野県との境界から県道下仁田軽井沢線との交差点まで	両側各500メートル以内
県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線	北佐久郡軽井沢町道発地馬取線との交差点から一般国道18号との交差点まで	両側各200メートル以内
北佐久郡軽井沢町道発地馬取線	県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線との交差点から県道下仁田軽井沢線との交差点（軽井沢町大字発地字馬越1399番の47地先）まで	両側各200メートル以内
しなの鉄道線	一般国道18号（バイパス）との交差点から北佐久郡御代田町との境界まで	両側各500メートル以内